

第 14 学生の福利厚生

(1) 下宿・アパートの紹介

本学では、ナジックと提携し、学生向きアパート、マンションを紹介しています。ナジックのパンフレットは入試広報室にあります。

(株)学生情報センター(通称 ナジック)

本店 名古屋市千種区東山通1-38-1 愛知工業大学本山キャンパス1F

電話：0120-667-069

営業時間： 4 ～ 9月 10:00 ～ 17:00 (水・日休み)

10 ～ 1月 9:00 ～ 18:00 (水休み) 祝日除く

2 ～ 3月 9:00 ～ 18:00 (無休)



(2) 学生の相談窓口

① 相談箱・メール相談窓口

本学では、学業に関することだけでなく、心身の健康や学生生活を送る上でのさまざまな悩み（学業のこと、詐欺や悪徳商法に関すること、ストーカー問題など）に関して、メールで相談に応じています。面談を希望する院生もメールで予約を受け付けていますのでご利用ください。また、指導教員も相談に応じていますので、1人で思い悩まず、まずは気楽にご相談ください。さらに、手紙での相談も受け付けていますので、1号館3階エレベーターホールに設置してあるポストに投函してください。いずれも相談内容については秘密を厳守しますので安心してご利用ください。

メールアドレス：nandemo-soudan@mizuho-c.ac.jp

② キャンパス・ハラスメントに関する相談

これは、キャンパスの中（大学・大学院・短期大学など）で起こる人権侵害のことをさします。本人の意図に関わらず、相手側が不快に思ったり、不利益を受けたと感じたりした場合はキャンパス・ハラスメントとみなされます。

代表的なハラスメントとしては

- | | |
|---------------|--|
| ・セクシャル・ハラスメント | 相手の望まない性的言動や行動により不快感・不利益を与える行為 |
| ・パワー・ハラスメント | 上下関係がハッキリしている中での不当な言動や行動により不快感・不利益を与える行為 |
| ・アルコール・ハラスメント | 一気飲み等、無理やりアルコールを飲ませる行為 |

等があります。

キャンパス・ハラスメントを目撃したら、相手にそれを伝えるか、学内の相談窓口などに伝えることが重要です。一言を言えるあなたのその勇気が一番大切です。

キャンパス・ハラスメントだと感じた場合は、その行為を受け入れず、相手に対し自分の意思をハッキリ伝えましょう。仮に相手が目上の人や先輩であっても、ハッキリ「ダメ」という意思を伝える事が重要です。自分の意思を示すその勇気が一番大切です。

③ 学生相談室

毎週所定の時間帯に、学生相談の専門家である臨床心理士の先生に相談をすることができます。単位修得など修学上のこと、進路に関すること、身体や心の健康、人間関係に関すること等、いろいろな相談に応じていただけます。事前の予約が必要となりますので、保健管理センターに申し出てください。

④ 合理的配慮に基づく修学支援

障害や疾病により、学校生活において特別な配慮が必要な場合、保健管理センターを通じて合理的配慮に基づく修学支援の申請を行ってください。

(3) 保健管理センター

1号館1階（北出入口東側）に保健管理センターがあります。保健管理センターには担当職員が常駐し、みなさんが心身ともに健康で、有意義な学生生活を送ることができるように、定期健康診断、救急処置、健康相談などを行っています。授業等に起きた傷病の対応も行います。また、心身の問題や悩みごとなどの相談にものり、問題解決のための支援を行います。相談内容についての秘密は守りますので、気軽に相談してください。

＊ 開室時間 原則月～金曜日 8：30～17：30

＊ メールアドレス infirmary@mizuho-c.ac.jp

※健康診断のお知らせなど、保健管理センターから学生のみなさんへメールを送信することがあります。必ず確認してください。

(4) 定期健康診断

① 定期健康診断の時期と健康診断について

学校保健安全法に基づき、毎年4月に定期健康診断を実施します。

全学生および院生を対象に、身体計測、胸部X線撮影、血液検査、尿検査、内科検診などを行います。（胸部X線撮影は1年生のみ、2年生以上の希望者は自費負担で受検可能。検査費用については別途通知。）

健康診断の結果は、各種校外実習や就職試験における証明などにも用いられます。

② 学内での健康診断を、やむを得ない理由により受けられない場合について

学内で健診を受けられない場合は、各自が保健所、病院その他の医療機関で健康診断を受け（自費負担）、診断書を保健管理センターへ提出してください。

この診断書が提出されない場合、「健康診断書（写）」を発行することはできません。

③ 健康診断の結果について

学内で4月に健診を受けた方は、6月ごろから順次結果を返却されます。

疾病その他の異常、またはその疑いにより受診勧告をされた場合には、各自で受診し、その結果を保健管理センターに報告してください。

(5) 学生教育研究災害傷害保険、学研災付帯賠償責任保険等への加入案内

本学では、教育研究中の不慮の災害事故補償のために、学生は公益財団法人日本国際教育支援協会が行う「学生教育研究災害傷害保険」「学研災付帯賠償責任保険」に全員加入しています。2年間の在学期間についての保険料の額は、「2,080円」です。

学校施設外で課外活動を行う場合は、必ず事前に「学外活動届」を提出してください。届出をしていない場合、保険金は支払われません。

① 学生教育研究災害傷害保険

「学生教育研究災害傷害保険」は、加入した学生が次の不慮の事故による傷害等に対応します。

＜対象となる活動範囲＞

ア．正課中

講義、実験、実習、演習または実技による授業（以上を総称して以下「授業」といいます。）を受けている間。

a．指導教員の指示に基づき、卒業論文研究又は学位論文研究に従事している間。ただし、もっぱら被保険者の私的生活に係る場所においてこれらに従事している間を除きます。

b．指導教員の指示に基づき、授業の準備もしくは後始末を行っている間又は授業を行う場所、大学の図書館、資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間。

イ．学校行事中

大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。

ウ．ア、イ以外で学校施設内にいる間

大学が教育活動のために所有、使用又は管理している学校施設内にいる間。

ただし、寄宿舎にいる間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間又は大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

エ．学校施設外での課外活動（クラブ活動）中

大学の規則にのっとりた所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動又は体育活動を行っている間。

ただし、山岳登山やハンググライダーなどの危険なスポーツを行っている間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間又は大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

＜通学中、学校施設等相互間の移動中に発生した事故によって身体に障害を被った場合＞

ア．通学中

大学院の授業等、学校行事又は課外活動（クラブ活動）への参加を目的とし、合理的な経路及び方法（大学が禁じた方法を除きます。）により、被保険者の住所と学校施設等（敷地に入るまで）との間を往復する間。

イ．学校施設等相互間の移動中

大学院の授業等、学校行事又は課外活動（クラブ活動）への参加を目的とし、合理的な経路及び方法（大学が禁じた方法を除きます。）により、大学が教育活動のために所有、使用又は管理している施設の他、授業等、学校行事又は課外活動（クラブ活動）の行われる場所の相互間を移動している間。

この制度による保険金の担保、支払保険金等は、次表のとおりです。

区分	正課中・学校行事中	課外活動(クラブ活動)を行っている間以外で学校施設内にいる間・通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中	学校敷地内外を問わず、課外活動(クラブ活動)を行っている間
死亡保険金	1,200万円	600万円	600万円
後遺傷害保険	72万円 ～ 1,800万円	36万円 ～ 900万円	36万円 ～ 900万円
医療保険金	治療日数 1日 ～ 3日 支払保険金 3,000円 入院加算金1日につき 4,000円(180日を限度)	治療日数 4日 ～ 6日 支払保険金 6,000円 治療日数 7日 ～ 13日 支払保険金 15,000円 入院加算金1日につき 4,000円(180日を限度)	治療日数 14日 ～ 29日 支払保険金 30,000円 治療日数 30日 ～ 59日 支払保険金 50,000円 治療日数 60日 ～ 89日 支払保険金 80,000円 治療日数 90日 ～ 119日 支払保険金 110,000円 治療日数 120日 ～ 149日 支払保険金 140,000円 治療日数 150日 ～ 179日 支払保険金 170,000円 治療日数 180日 ～ 269日 支払保険金 200,000円 治療日数 270日 ～ 支払保険金 300,000円 入院加算金1日につき 4,000円(180日を限度)

② 学研災害付帯賠償責任保険

「学研災害付帯賠償責任保険」は加入した学生が、正課中、学校行事、課外活動(クラブ活動)中またはその往復において、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊し、法律上の損害賠償責任を負担する事になった際に対応します。

〈対象となる活動範囲と補償〉

学生教育研究賠償責任保険(略称「学研賠」Aコース)	
活動範囲	正課中、学校行事中、課外活動中及びその往復。 インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動及びその往復。ただし、大学が正課、学校行事又は課外活動と位置付けている場合に限りです。
支払限度額	対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円程度

③ その他の災害補償の保険

前記の保険のほか、任意の加入のもので学生を対象とする災害補償の保険としては、学研災害付帯学生生活総合保険(略称「付帯学総」)があります。学研災害の補償内容をさらに充実させた内容(病気等の補償もあり)となっています。詳細は別途資料をお渡ししますので、検討してください。

(6) 就職支援

1号館2階のキャリア支援室にて就職に関する支援をしています。

＊ 開室時間 原則月～金曜日 8:30～17:30